

鹿児島地方労働審議会家内労働部会運営規程

（規程の目的）

第1条 鹿児島地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、家内労働法（昭和45年法律第60号）、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び鹿児島地方労働審議会運営規程（平成13年12月20日制定）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（組織）

第2条 部会は、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3人の委員により構成される。

（議決の報告）

第3条 部会長は、部会が家内労働に関し議決を行ったときは、当該議決をその都度、鹿児島地方労働審議会会長に報告するものとする。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附則

本規程は、平成20年3月24日から施行する。